

令和8年度ツキノワグマ緊急銃猟現地研修会開催業務委託仕様書

茨城県（以下「甲」という。）が、受託者（以下「乙」という。）に委託するツキノワグマ緊急銃猟現地研修会開催業務の仕様は、以下のとおりとする。

1. 業務の目的

昨年度、県内においてツキノワグマの出没が確認されたことから、今後、人の日常生活圏で緊急銃猟を行う必要が生じた場合に備え、市町村において対応体制を構築する必要がある。また、緊急銃猟の実施に当たっては、安全確保や実施に至るまでの意思決定のプロセスが重要であり、体制構築に向けて、それらの内容を含む研修会等の訓練機会の創出が求められる。

このため、市町村職員及び捕獲従事者を対象とした研修会の開催により、ツキノワグマ出没時における緊急銃猟の専門的な知識及び技能の向上を図ることで、市町村による対応体制の構築を支援する。

2. 業務の内容

（1）開催日

令和8年9月30日（水）（1.0日間）を予定

※詳細は、甲乙協議のうえ決定する。

（2）開催場所

奥久慈茶の里公園（茨城県久慈郡大子町左貫 1920）を予定

※詳細は、甲乙協議のうえ決定する。

（3）対象者

茨城県内の市町村職員、警察・消防等の関係機関、ツキノワグマ捕獲従事者、有害鳥獣捕獲隊員等 100 名程度

※30 名程度の参加者、70 名程度の見学者を想定。

（4）研修内容

① 緊急銃猟の制度概要及び実施手順の説明（室内での座学、2 時間程度）

② 緊急銃猟の実施又は補助に必要な用具の使用方法的説明

③ 野外での模擬訓練

（屋外で実施、②及び③合わせて 2 時間程度）

※市街地及びその周辺を想定し、銃猟を行う条件の確認、安全確保のための措置について訓練を行う。

- ※対象者：① 訓練参加者（30 名程度）
②及び③ 訓練参加者及び見学者（計 100 名程度）
※詳細は、甲乙協議のうえ決定する。

（５）研修資材の手配

研修内容②及び③で使用するヘルメット、盾、訓練用熊スプレー、プロテクター等必要な装備一式を手配すること。なお、プロテクターについては、研修会後、甲に納品するものとする。

※詳細は、甲乙協議のうえ決定する。

想定される装備 ①ヘルメット

②盾

③訓練用クマスプレー

④プロテクター

⑤自治体名の記載がある腕章・ゼッケン（捕獲者の証票）

⑥模擬銃

⑦ツキノワグマを模した着ぐるみ、模型又はパネル等

⑧トランシーバー

⑨マイク、スピーカー

（６）留意事項等

- ① 業務開始時に打合せを実施すること。なお、必要に応じて、打合せを追加して実施することができるものとする。
- ② 研修内容は、事前に甲乙協議のうえ決定する。研修参加者の緊急銃猟に関する理解を深め、市町村が体制を整備するために有用な、一連の実践的な内容を含めること。

※想定される具体的な対応手順は、次のとおり。

- ・ 住民等からの通報対応
- ・ 安全を確保するための措置の実施
- ・ 緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託、留意点の伝達
- ・ 緊急銃猟のための土地の立入り等
- ・ 緊急銃猟の実施
- ・ 原状回復、安全を確保する措置の解除、損失確認
- ・ 捕獲後の実績の記録

※訓練の内容については「大子町緊急銃猟実施マニュアル」に基づくものとする。

③ 想定される具体的な業務は、次のとおり。

- ア 開催場所の自治体、関係者との連絡調整
- イ 会場の手配、下見
- ウ 関係者との事前打合せ
- エ 会場設営、必要な研修資材の準備
- オ 訓練プログラムの企画提案
- カ 荒天時における対応の検討・手配
- キ 研修会で説明に用いる資料の作成・印刷（A4 カラー、100 部程度）
- ク 参加者の募集及び参加者名簿の作成
- ケ 当日の進行及び記録（写真撮影、質疑の内容等）
- サ 参加者へのアンケートの作成・実施及び結果の集計・分析

3. 契約期間

契約締結日から令和 8 年 12 月 28 日まで

4. 成果物

業務終了後、業務完了報告書（上記業務の状況を記録した写真、研修会において使用した資料等を含む）を提出すること。（紙 1 部及びデータ一式）

5. その他

- ・ 乙は、本業務中に生じた乙の責めに帰する諸事故に対して責任を負い、損害賠償の請求があった場合には、乙が一切を処理するものとする。
- ・ 乙は、本仕様に疑義が生じたとき、本仕様によりがたい事由が生じたとき、又は本仕様に定めのない細部については、甲と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- ・ 乙は、新型コロナウイルス感染症等の感染対策を講じるとともに、感染状況を踏まえ、業務の実施方法等について適宜甲と協議すること。